

福祉医療制度で医療費を助成

▶問合せ 住民課保険係 ☎25-3242

福祉医療は、健康保険による保険給付や、他の医療費助成制度を補う(右図①)制度です。対象となる方(右表②)には、福祉医療費受給資格者証を交付し、医療費の自己負担額や入院時食事療養費(※)、治療用装具などを市と県が助成しています。手続きがお済みでない方は役場で申請をしてください。

※重度心身障害者、高齢重度障害者の方は、食事代の減額を健康保険等から認定されている場合に限り助成されます。

診療を受けるとき

◆群馬県内の医療機関の場合

医療機関の受診時に、福祉医療費受給資格者証とマイナ保険証(または資格確認書)を窓口へ提示してください。

◆県外医療機関の場合

医療機関の受診時に、マイナ保険証(または資格確認書)を窓口へ提示し、保険診療の自己負担分をお支払いください。その後、領収書をお持ちになり役場で手続きしますと県内医療機関のときと同じ負担になります。

◆入院など医療費が高額になる場合

入院や手術など、あらかじめ医療費が高額になることがわかる場合は、加入している健康保険等へ限度額認定の申請をしてください。マイナ保険証をご利用の方は申請が不要となります。

安定的な制度運営にご協力を

◆適正受診にご協力ください

急病などでやむを得ない場合以外は夜間・休日の受診を避ける、同じ病気でいくつもの医療機関を受診しないなど、この制度が将来にわたって継続できるよう適正受診にご協力をお願いします。

◆他の医療費助成制度が優先

県の指定難病などの受給者証が使用できる場合は、その給付を優先して受けてください。また、学校や保育園などでケガをして受診するときは、そこで加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の支給が優先されます(右図①の「他の制度」)。

◆変更があったら手続きをお願いします

次に該当するときは、忘れずに役場で手続きをしてください。

○健康保険の変更

○障害認定や等級の変更(重度心身障害者・高齢重度障害者)

○同居や婚姻をした(母子家庭・父子家庭・父母のない児童)



①保険給付の流れ

マイナ保険証
(または資格確認書)



福祉医療費
受給資格者証(ピンク色)



保険給付
保険給付

他の医療費助成制度があれば優先
(自己負担額など)

他の制度

医療
福祉

医療費全体

他の医療費助成制度…自立支援医療、特定医療費、小児慢性特定疾病医療、日本スポーツ振興センター災害共済給付(学校・保育園)など

②福祉医療制度の区分と対象者

子ども

高校卒業相当まで(※1)の子ども

重度心身障害者・高齢重度障害者(※2)

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳の判定がAの方
- ・障害年金1級の方
- ・特別児童扶養手当1級の方

母子家庭

高校卒業相当まで(※1)の子どもと、その母

父子家庭

高校卒業相当まで(※1)の子どもと、その父(ただし、所得税非課税者のみ)

父母のない児童

高校卒業相当まで(※1)の父母のない児童

(※1) 18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで

4月1日生まれは18歳の誕生日前日まで

(※2) 所得制限があります。詳細はお問い合わせください。

休日・夜間こども医療電話相談

♪ # 8 0 0 0 ご利用ください

発熱、頭をぶつけた、嘔吐、けいれんなど 判断に困ったら

受付時間 月～土曜日 夕方6時～翌日朝8時

日曜、祝日、年末年始 24時間受付

通話料は有料です。平日日中は、かかりつけ医にご相談ください。